

飯南町国土強靱化地域計画

令和 3 年 11 月

飯 南 町

§ 目 次 §

1. 基本的な考え方	1
(1)計画策定の背景	
(2)関連する計画	
(3)国土強靱化に関する取組	
(4)計画の位置づけ	
(5)計画の見直し	
(6)計画の推進	
2. 飯南町の地域特性	5
3. 過去の災害と想定	5
(1)過去の災害	
(2)本町に被害を及ぼすと想定される災害	
4. 飯南町の地域強靱化に向けた基本方針等	14
(1)地域強靱化の基本目標等	
(2)起きてはならない最悪の事態	
(3)国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針	
5. 施策ごとの推進方針	18
6. 脆弱性評価と推進方針	18
7. 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針	19
(1)大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる	
(2)大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	
(3)大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
(4)大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	
(5)大規模自然災害発生後であっても経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない	
(6)大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
(7)制御不能な二次災害を発生させない	
(8)大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8. (別紙1)起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価	

1. 基本的考え方

(1) 計画策定の背景

平成23年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」(以下「国の基本計画」という。)が閣議決定された。

国土強靱化とは、あらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前に作り上げていこうとするものである。

また、国土強靱化計画とは、自然災害の種類や規模に関わらず、災害発生時に想定される「起きてはならない最悪の事態」を回避するための「平時」に必要な施策について、脆弱性評価に基づき、今後の取組方針をまとめるものである。

飯南町においては、大規模自然災害等への備えとして、飯南町地域防災計画における予防計画に基づく風水害や地震災害に対する直接的な予防対策をはじめ、国土強靱化に資する様々な施策を行ってきたところであり、このたび、国や県の動きに併せ、飯南町の強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針として、本計画を策定するものである。

(2) 関連する計画

飯南町総合振興計画

(3) 国土強靱化に関する取組

《本町における国土強靱化に関する近年の主な取組み》

① 防災関係計画

・飯南町地域防災計画の策定(H29)

② 耐震化、老朽化対策

・飯南町公共施設等総合管理計画を策定(H29)

・個別施設の長寿命化計画については、各施設担当課にて作成済み。

・飯南町建築物耐震改修促進計画を策定(H23)

③ 情報伝達体制の整備

・老朽化した緊急輸送道路の交通管制施設の更新が完了(H27)

・総合防災情報システムの更新(H25)

・防災行政無線幹線系設備のIP化更新(H27)

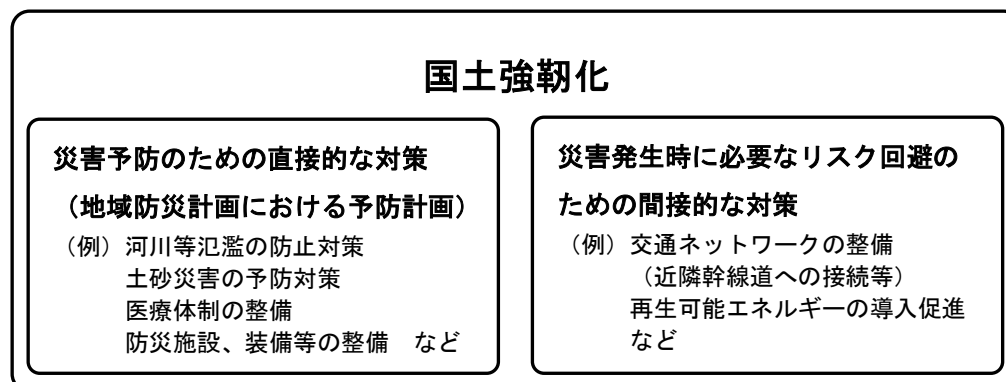
・防災行政無線移動系設備のデジタル化更新(H27)

・全国瞬時警報システム(Jアラート)の整備(H20)

④ その他災害活動体制の整備

- ・防災拠点である町庁舎等に 72 時間稼働の非常用発電機及び地下タンクを整備(H27)

《国土強靱化の対象施策》



(4) 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、飯南町の国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な指針である。

(5) 計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や、国土強靱化の施策の推進状況などを考慮し、随時計画を見直すこととする。その際、町の基本方針となる「飯南町総合振興計画」や、町の他の各種計画と整合した計画とする。

(6) 計画の推進

飯南町においては、町政の基本方針である飯南町総合振興計画の取組みについて、毎年度、PDCAサイクルに基づき、成果や課題、今後の方向性等を行政評価としてとりまとめ、公表している。

本計画に基づく各種施策についても、行政評価のなかで成果参考指標として進捗状況等を把握し、翌年度以降の取組みに反映させていく。

なお、本計画で設定した「起きてはならない最悪の事態」は、どの事態が発生しても多大な被害が発生するものであること、また、各施策は複数の分野に資する場合が多いことなどから、事態別の重点化や、施策分野・各施策別の優先順位付けは行わず、各施策のなかで必要に応じて重点化や優先順位付けを行う。

2. 飯南町の地域特性

本町は島根県中南部にあり、広島県との県境、中国山地の中央部に位置し、周囲を1,000m前後の琴引山や大万木山などに囲まれ、平坦地の標高が約450mの県下でも代表的な高原地帯である。町の南端にある女亀山を源とする神戸川が北へ貫流し、谷地区を南に流れる塩谷川は江の川に注いでいる。

面積は242.88 km²(東西32km、南北32km)で、約90%を山林・原野が占めている。

3. 過去の災害と想定

(1)過去の災害

年 月 日	種別	被 害 状 況	
		頓 原 地 域	赤 来 地 域
昭和27年6月	豪雨	被害額1億6,000万円	—
昭和28年6月	豪雨	被害額5,000万円	
昭和38年12月 ～昭和39年1月	大雪	1月25・26日頃、頓原の1日の積雪250cm。最高積雪深330cm。頓原八神間を運転する一畑バスが完全ストップ。角井志津見など孤立地域続出。死者1人、重傷者1人、全壊5棟。被害総額約1億1,500万円	災禍発生
昭和40年7月	豪雨	角井地区を中心に被害総額3億2,880万2,000円	町内全域に災害発生
昭和46年2月	大雪	積雪量は、都加賀で168cm、町区で127cm	—
昭和47年7月	豪雨	公共土木・農林水産施設などに被害総額2億円を超える。	豪雨により甚大な被害発生
昭和50年7月	豪雨	角井、志津見地区を中心に土砂崩れや増水による被害が続出。「鉄砲水」が各地で発生。町内を東西に結ぶ幹線道路も数箇所まで交通が遮断された。死者1人、家屋全壊1戸、家屋流失1戸。被害総額22億4,798万円	家屋の浸水14戸、水田、畑の浸水24haなど河川、道路、農地、農業用施設等総被害額3億813万円

年 月 日	種別	被 害 状 況	
		頓 原 地 域	赤 来 地 域
昭和53年1月	暴風雪	杉の木の被害1,470ha (届け出面積)、被害総額 17億3,000万円	—
昭和53年6月	大地震	震度5、マグニチュード 5.8。八神、志津見、角井 地区を中心に被害額約1 億1,000万円	住家の破損7戸をはじめと して農業、道路、水道、墓 石、塀等の被害総額 3,250万円
昭和53年6月	ひょう、 豪雨		住家浸水等15箇所、屋根 の被害42箇所、教育関 係、公共施設、河川、道 路、農地農業用施設等総 被害額2億2,435万円
昭和58年7月 23日	豪雨		記録的豪雨により甚大な 被害を受けた。床上、床下 浸水111戸をはじめとし道 路、河川、農地、農業用施 設、山腹、林地崩壊、農作 物被害、商工関係被害等 の被害総額は32億 2,035万円
昭和59年2月	大雪	積雪量は、都加賀220cm、 角井180cm、頓原150cm。 ひさしの折損多数発生	
昭和61年7月	集中 豪雨	三瓶山を中心に局地的に 集中。町内各地で河川の 氾濫、地すべり発生。20～ 21日までの15時間で降雨 量309.5mm、1日降雨量 170mm、最大1時間降雨量 50mm。被害総額33億 1,040万円	
平成3年9月27 日	台風	19号による災害発生	
平成17年7月	豪雨	住家の床下浸水1戸をはじめ、公共土木施設、農業用 施設等の被害総額は1億8,360万円	
平成17年12月	大雪	死者2名、軽傷者9名、住家の半壊1戸、一部損壊33 戸、農業用施設等の被害総額は1億9,316万円	
平成18年7月	豪雨	神戸川水系河川の氾濫により住家の床上浸水8戸、床 下浸水47戸をはじめとして道路被害が発生	
平成21年1月	大雪	住家の一部損壊4戸をはじめ、農業用施設等の被害総 額は2,216万円	

年 月 日	種別	被 害 状 況	
		頓 原 地 域	赤 来 地 域
平成21年7月	豪雨	公共土木施設、農業用施設等の被害総額は4億4,116万円	
平成23年1月	大雪	住家の一部損壊2戸をはじめ、公共施設、農業用施設等の被害総額は7,830万円	
平成24年7月	大雨	住家の一部損壊1戸、床下浸水1戸、公共土木施設、農業用施設等の被害総額は2億9,703万円	
平成25年7月	大雨	住家の床下浸水1戸、公共土木施設、農業用施設等の被害総額は2億1,610万円	
平成28年1月	大雪	住家の一部損壊9戸をはじめ、農業用施設等の被害総額は6,158万円	

(2)本町に被害を及ぼすと想定される災害

1)風水害

①想定災害及び被害の概況

飯南町において過去に発生した最大規模の風水害等とその際生じた様々な事象を、予防計画、応急対策計画並びに復旧・復興計画における目安として位置づける。

飯南町においては、既往の風水害のうち、最大規模であった昭和58年7月20日～23日にかけての大雨(昭和58年7月豪雨、いわゆる山陰豪雨)と同程度の豪雨に加え、平成3年9月27日～28日にかけての台風第19号による大雨・暴風と同程度の台風による被害が懸念されるため、これらの災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

本計画において想定される豪雨及び台風の概要・規模及び被害の概要は、下表に示すとおりである。

◆想定される豪雨・台風の規模等

災害名(年月日)	山陰豪雨 (昭和 58 年 7 月 20 日~23 日)	台風第 19 号 (平成 3 年 9 月 27 日~28 日)
想定項目		
気象概況	・時間最大雨量 91.0mm(浜田) 23日01時40分 ・日最大雨量 331.5mm(浜田) 23日 ・総降水量の最大値 521.5mm(浜田) 19日21時20分から 23日15時20分まで	・最大瞬間風速・風向 56.5m/s(松江)WSW 27日23時04分 ・最大風速・風向 28.5m/s(松江)W 27日23時00分 ・総降水量の最大値 43.0mm(西郷)

※資料：島根県地域防災計画(風水害等対策編)

◆過去の主な豪雨災害による被害

単位：人(戸数、世帯)

項目	昭和 47 年 7 月 豪雨	昭和 58 年 7 月 豪雨	昭和 63 年 大 雨 (7 月)	平成 3 年 台風 第 19 号 (9 月)	平成 18 年 7 月 豪雨	平成 25 年 大 雨 (7 月、8 月)	
死者(人)	28	107	6	1	5	1	
負傷者(人)	79	159	29	102	12		
・重傷	22	61	9	21	1	1	
・軽傷	57	98	20	81	11		
罹災者(人)	不 明	31,697	6,134		1,091	504	
避難者(人)	172,349	69,537	4,877		2,629	資料なし	
建物 被害 棟数	全壊・ 流失・ 焼失	751	1,064	71	10	7	14
	半壊 (中破)	1,235	1,977	108	176	6	53
	一部損 壊	656	551	255	29,878	68	32
	床上浸 水	11,845	6,953	1,742		371	125
	床下浸 水	26,449	7,043	5,119	12	1,603	787
ライ フライン	上水道 (人) (世帯)	337,172	70,649 22,323	59,822 19,553		8,334 2,636	6,868 3,234
	都市ガ ス (戸)	約 300	約 200	約 300		資料なし	同 左

	LPガス	資料なし	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	電力 (戸)	約 30,000	59,400	20,170		6,170	6,276
	電話 (回線)	6,094	14,340	13,381		1,203	

※資料：島根県地域防災計画（風水害等対策編）

②風水害対策に係る想定事象

豪雨、台風等の風水害時は、時間経過に応じた災害状況の中で防災関係機関による警戒避難対策と住民による避難行動がなされる。

本計画においては、災害状況の変化に応じた警戒避難体制の整備等の予防対策を事前に整備しておくとともに、災害時において迅速かつ的確な情報収集・伝達や避難対策等の初動（警戒）活動を実施できるよう応急対策計画を整備しておく必要がある。

2)事故災害

本計画において想定する事故災害及び雪害の概要を以下に示す。

①流出油事故

河川において、防災関係機関、事業所等の関係者が連携して防除措置を講じなければならない程度の量の油等が流出したことにより、河川管理施設、水道・農業用水等への被害が発生し、又は発生するおそれがある場合を想定する。

② 航空災害

航空運送事業者の運行する航空機が、町内及び周辺等に墜落したこと等により、多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

③ 道路災害

風水害、雪害、地震その他の災害により道路構造物が被災し、そのために道路通行車両等が被害を受けた場合、濃霧・着雪等自然現象の急変により衝突が生じた場合、又は道路上で多数の車両が衝突し火災が発生するなど大規模な車両事故が発生した場合で、乗客、道路通行者や沿道住民等に多数の死傷者が発生し、沿道施設等にも被害が生じる程度の事故災害を想定する。

④ 危険物等災害

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生した場合を想定する。

⑤ 林野火災

強風、乾燥のもとで、大規模な林野火災となり、そのために隣接県の市町村、消防機関、自衛隊等に空中消火活動等の応援を要請し、付近

の住民等に避難勧告等を出すなどの対応が必要となる程度の災害を想定する。

⑥ 雪害

昭和38年1月豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪氷のため車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

3)地震被害想定

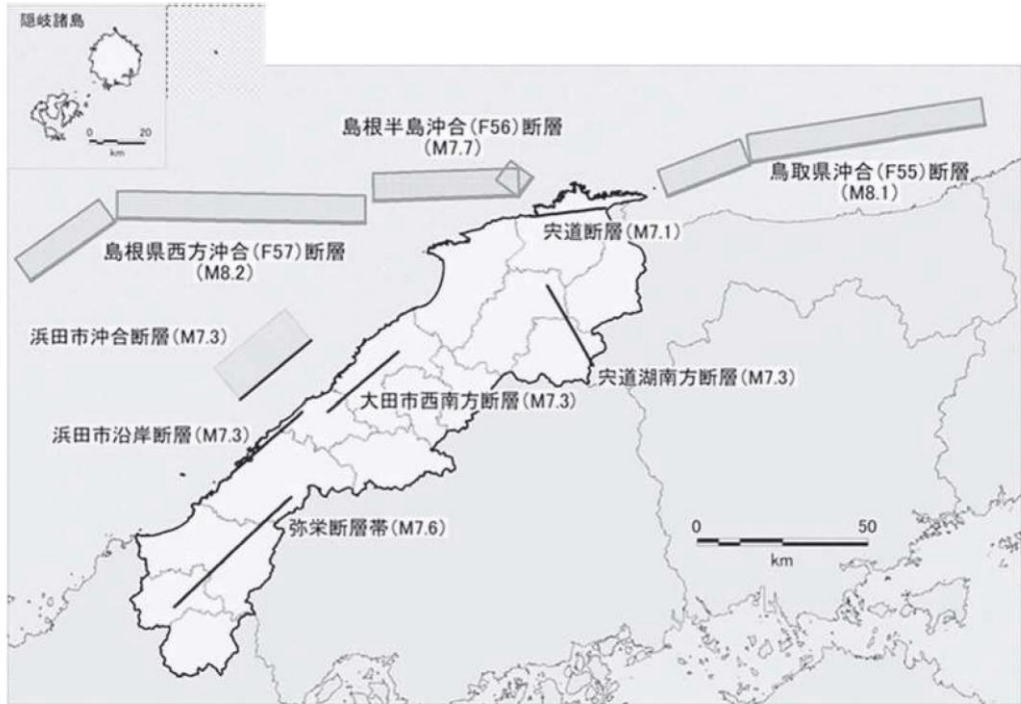
島根県は、平成28年から平成29年の約2か年にわたって、地震災害を予測するため、県内に大きな地震が発生した場合を想定した「島根県地震被害想定調査」を実施した。町は、この調査結果を踏まえ、一層の防災対策を推進する。

①想定地震の設定

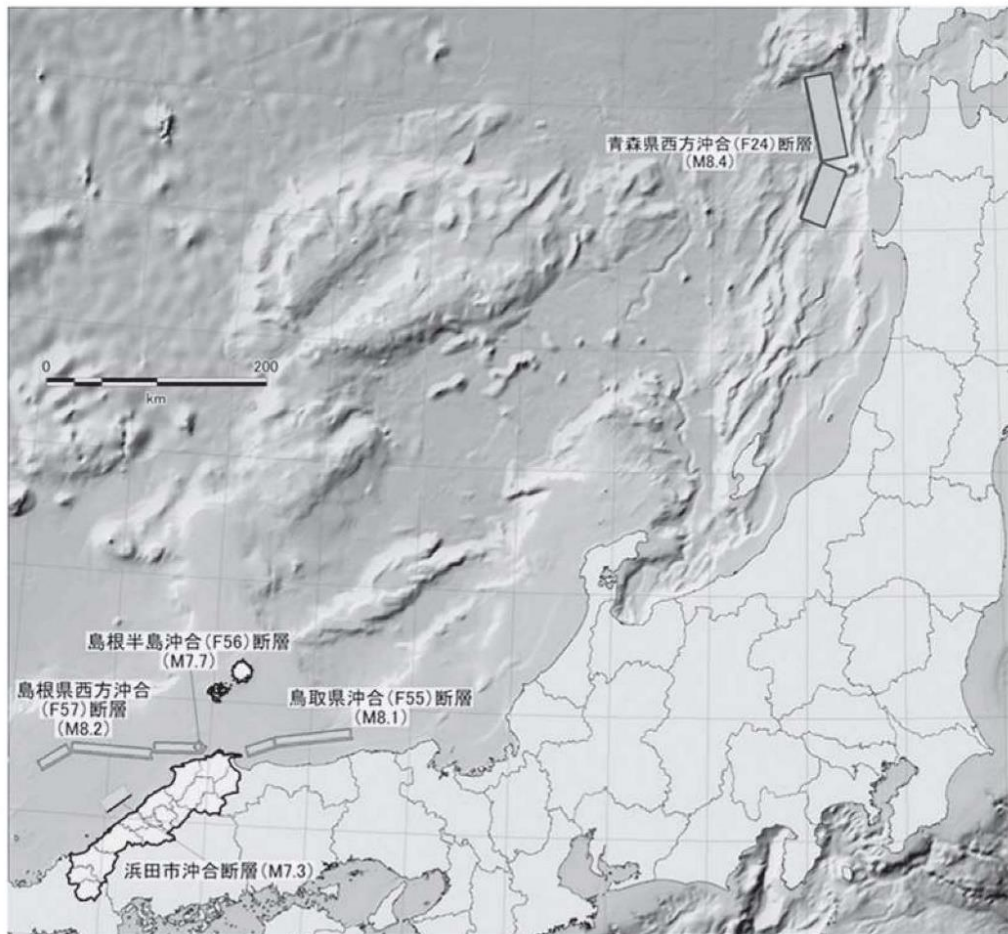
想定地震は、県内の陸域部5箇所、海域部5箇所の計10箇所について以下の10地震を設定している。

- ・宍道断層の地震
- ・宍道湖南方断層の地震
- ・大田市西南方断層の地震
- ・浜田市沿岸断層の地震
- ・弥栄断層帯の地震
- ・青森県西方沖合(F24)断層の地震
- ・鳥取県沖合(F55)断層の地震
- ・島根半島沖合(F56)断層の地震
- ・島根県西方沖合(F57)断層の地震
- ・浜田市沖合断層の地震

地震動の想定を対象とした地震の断層位置図



津波の想定を対象とした地震の断層位置図



※資料：島根県地震被害想定調査報告書(平成 31 年3月)

②想定される被害の概要

10個の想定地震のうち、本町に大きな影響を及ぼすと考えられる「大田市西南方断層の地震」及び「宍道湖南方断層の地震」の被害想定結果を地震防災対策の構築するための基礎資料とする。

ア 震度

大田市西南方断層の地震では、町域は震度4となり、大田市と接する北部の一部地域で震度5弱と予想されている。

また、宍道湖南方断層の地震においては、震度4が予想されている。

イ 液状化危険度

大田市西南方断層の地震では、ごく狭い範囲ではあるが、液状化の危険度が高いと予想されている箇所がある。

ウ 物的・人的被害

本町を含む雲南地区における被害想定結果をまとめると次のとおりである。平素から建物の耐震診断、補強工事による耐震化を図ること及び自らの命を守るために家具、器具等の転倒や落下の防止策を講ずる等の対策が必要不可欠である。

雲南地区における被害想定結果

項目				宍道湖南方の地震	大田市西南方の地震	
建築物	木造	全壊(棟)	揺れ	秋	7	0
				冬	9	0
			液状化	31	0	
		半壊(棟)	揺れ	秋	322	0
				冬	331	0
			液状化	82	0	
	非木造	全壊(棟)	揺れ	秋	3	0
				冬	3	0
			液状化	5	0	
		半壊(棟)	揺れ	秋	14	0
				冬	14	0
			液状化	7	0	
ライフライン	上水道(箇所)			41	0	
	プロパンガス	家庭用(件)			13	—
		業務・農業・工業用(件)			1	—
	電気	電柱(本)			8	0
		停電(件)			130	0
	電話	電柱(本)			6	0
		不通回線(件)			80	0

項目		宍道湖南方の地震	大田市西南方の地震
火災	焼失棟数(棟)	0	0

項目				宍道湖南方の地震	大田市西南方の地震
人的被害	建物倒壊*1	死者(人)	5時	0	0
			12時	0	0
			18時	0	0
		負傷者(人)	5時	15	0
			12時	9	0
			18時	11	0
	急傾斜地倒壊*2	死者(人)	5時	1	—
			12時	1	—
			18時	1	—
		負傷者(人)	5時	34	—
			12時	13	—
			18時	19	—
	屋内収容物転倒	死者(人)	5時	0	0
			12時	0	0
			18時	0	0
		負傷者(人)	5時	1	0
			12時	0	0
			18時	0	0
	ブロック塀倒壊	死者(人)	5時	0	—
			12時	0	—
			18時	0	—
		負傷者(人)	5時	0	—
			12時	2	—
			18時	2	—
火災	死者(人)	5時	—	—	
		12時	0	—	
		18時	0	—	
	負傷者(人)	5時	—	—	
		12時	0	—	
		18時	0	—	
生活支障等	避難所 避難所生活者(人)	1日後~3日後	1,029	5	
		7日後	827	0	
		1箇月先	169	0	
	疎開先	1日後~3日後	554	2	
		7日後	446	0	
		1箇月先	91	0	

表中で“—”は被害が発生しないことを示し、“0”は四捨五入でゼロとなった場合を示す。

*1:5時、18時については、冬の条件設定となっていることから、積雪を考慮した場合を示す。

*2:負傷者には重傷者も含まれている。

4. 飯南町の地域強靱化に向けた基本目標等

(1)地域強靱化の基本目標等

国土強靱化地域計画は、国及び県の基本計画との調和を保つため、本計画の基本目標と、基本目標を達成するための事前に備えるべき目標については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

《基本目標》

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- ④ 迅速な復旧復興を図ること

基本目標を達成するための《事前に備えるべき目標》

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

(2)起きてはならない最悪の事態

事前に備える目標別に「起きてはならないならい最悪の事態」を想定し、事態別の推進方針を下記のとおりとした。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足
		2-4	想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機能の機能不全
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により被害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
6	大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長時間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

	動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5	異常湧水等により用水の供給の途絶
		6-6	避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
		7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-3	有害物質の大規模拡散・流出
		7-4	原子力発電所の事故による原子力災害の発生・拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの崩壊のより復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3)国土強靱化に取り組むにあたっての基本的な方針

飯南町が国土強靱化に取り組んで行くにあたっての基本的な方針については、国及び県の基本計画を踏まえ次のとおりとする。

町の取組みにあたっては、国及び県の基本計画、民間が実施する取組みと連携し、進める。

1)国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
- ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する

2)適切な施策の組み合わせ

- ① ハード対策(防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等)とソフト対策(訓練、防災、教育等)を適切に組み合わせ効果的に施策を推進

する

- ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、町、民間が適切に連携及び役割分担して強靱化に資する適切な対策を講ずる
- ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

3)効果的な施策の推進

- ① 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する

4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮して施策を講ずる
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

5. 施策ごとの推進方針

脆弱性評価(別紙1)の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策の分野として、次のとおり9の個別施策分野と2つの横断的分野を設定した。

《個別施策分野》

- ①行政機能
- ②住宅・都市・土地利用
- ③保健医療・福祉、教育
- ④エネルギー、ライフライン
- ⑤情報通信
- ⑥交通・物流
- ⑦経済産業
- ⑧国土保全
- ⑨環境

《横断的分野》

- ⑩横断的分野(避難訓練、防災組織、防災教育)
- ⑪横断的分野(老朽化対策)

②住宅・都市・土地利用について(補足)

災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅等整備事業、住宅市街地総合整備事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業、狭あい道路整備等促進事業等を推進する。

6. 脆弱性評価と推進方針

飯南町では、現行の飯南町地域防災計画における予防計画を参考とし、その他、国土強靱化に資する施策を含めて対象施策を洗い出し、4の(2)「起きてはならない最悪の事態」ごとに現状の脆弱性を評価した。

そのうえで、5の施策分野ごとに脆弱性を再整理し、施策分野ごとに推進方針を検討した。

7. 起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針

(1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1) 建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

①建築物の災害予防

- ・地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるため、住宅・建築物の耐震化や除却を促進する。
- ・住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、地震火災の発生等にもつながることから、人的・物的被害の軽減を目指し耐震化を促す。
- ・住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り、広報・HPの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。
- ・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
- ・役場等の公共施設の耐震化は進めてきたことから、今後は、指定避難所等となる公民館等の耐震対策を進める。また、老朽化している公共施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合・廃止等を検討していく。
- ・町の公営住宅等は、老朽化が進んでいる公営住宅も見られることから、維持補修、更新等を計画的に進める。
- ・小学校及び中学校の校舎耐震化を進める。
- ・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性の向上を促す。

②防災的な土地利用の推進・土地利用の適正化・都市の不燃化の推進、まちの不燃化

- ・地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。
- ・災害に強い市街地の形成を図るため、既成市街地及びその周辺地区において土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消や、道路、公園、広場等の都市基盤施設の整備を進める。
- ・宅地造成に伴い崩落や土砂流出の危険度が高い区域について、宅地造成等規制法により各種勧告、命令を行うことで宅地災害の防止を図る。

- ・土砂災害防止法に基づく各種広報や防災学習会等による土砂災害警戒区域等の周知を継続することに加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。
- ・災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な配置・整備・維持管理を積極的に推進する。
- ・火災の延焼を防止するため、防火地域及び準防火地域の指定を進め、建築物の不燃化を促進する。
- ・火災の延焼を防止するため、街路整備を推進する。
- ・まち(建築物)の安全性の向上のため、防災対策の普及啓発を進め、不燃化を促進する。
- ・都市防災を推進するため、都市計画法に基づいた適正かつ安全な土地利用への誘導規制を促進する。

③交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。

④交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。

⑤地域消防力の強化

- ・防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化を図る。

- ・消防団員の確保にあたっては、サテライトオフィスの誘致に伴う移住・定住者等の入団を促すなど、多様な担い手の確保に取り組む。
- ・地域消防力の向上に向け、防災士・応急危険度判定士の育成等ととも、装備や資機材、備蓄等の充実・強化を進める。
- ・消防団が中心となって各学校、医療機関、福祉施設等を対象とした避難訓練を実施する。
- ・各学校では、独自に避難訓練や防災教育を行い、児童・生徒に対する防災意識の向上を促す。
- ・大規模災害発生時の円滑な救急・救助活動に向け、関係機関の連携強化に取り組むとともに、合同の防災訓練等を行う。

⑥家庭の防災力の強化

- ・防災の基本は、“自助”であることの認識のもと、住民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練への参加促進や家庭内でのFCP(家族継続計画)の普及等に努める。
- ・住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り、広報・HPの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。
- ・住民を対象とした、防災講習、講座やワークショップ等を開催し、防災の知識技能の普及啓発及び町の防災施設や危険箇所を周知し、住民の防災対策や意識向上を促す。
- ・家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
- ・震災時等における火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促す。
- ・民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時発生により避難を困難にすることがある。特に木造住宅が密集しているところでは危険性が高まることから、建物の不燃構造に対する指導等、民間住宅の不燃化に努める。

2) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

①河川等の氾濫の防止対策

- ・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図り直轄治水事業を促進させるとともに、堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修など治水対策を着実に進める。
- ・出水時に迅速な河川巡視と的確な水防情報の伝達を行うため、平常時から重要水防区域や危険箇所の把握、周知を図るとともに、水防情報システム等により、出水に迅速に対応できる体制を確立する。

- ・出水時に市街地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資材器具等の充実を図る。
- ・河川管理施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な点検・管理等を行っていく。

②農業基盤施設の安全化

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を作成し住民へ配布する。
- ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。

③避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備

- ・県、町及び防災関係機関の避難計画の策定を進めるとともに、町が行う、町民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。

④町職員及び町民に対する防災教育

- ・職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、町民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。

⑤町民に対する防災教育

- ・災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、町民に普及啓発を図る公民館等の取組みを支援する。

⑥学校教育における防災教育

- ・引き続き学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取組みなどを使い、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。

⑦防災訓練

- ・国、県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。

3)火山噴火・土砂災害、暴風雪等による死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

①土砂災害の防止、公共土木施設の安全化

- ・山地災害の防災・減災を図るため、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせる総合的に実施する。
- ・老朽化した治山施設(地すべり防止施設含む)について計画的に補修・更新等長寿命化対策を実施する。
- ・地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。
- ・土砂災害による人的被害を防ぐため、避難所、要配慮者利用施設など緊急度、必要性の高い箇所の整備を引き続き重点的に推進する。
- ・既存の砂防関係施設の点検を行い、老朽化施設について計画的に補修・更新等の長寿命化対策を推進する。
- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知のため、各種広報や防災学習会等を継続することに加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。
- ・危険住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。

②河川等の氾濫の防止対策

- ・洪水等の被害を防止し、治水安全度を高めるため、国や県と連携を図り直轄治水事業を促進させるとともに、堤防の安全性向上や内水排除の対策工事を含めた河川改修など治水対策を着実に進める。【再掲】
- ・出水時に迅速な河川巡視と的確な水防情報の伝達を行うため、平常時から重要水防区域や危険箇所の把握、周知を図るとともに、水防情報システム等により、出水に迅速に対応できる体制を確立する。【再掲】
- ・出水時に市街地等の浸水を防ぐため、水防活動の実施に資する水防資材器具等の充実を図る。【再掲】
- ・河川管理施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な点検・管理等を行っていく。【再掲】

③農業基盤施設の安全化

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を作成し住民へ配布する。【再掲】
- ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。【再掲】

④地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。

⑤森林整備の実施

- ・適切な森林の整備と保全を図るため、人工林等において森林整備対策を実施する。

⑥工作物対策

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀の耐震対策の啓発を進め、所有者等に耐震化を促す。
- ・地震や暴風の際に市街地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。

⑦避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備

- ・県、町及び防災関係機関の避難計画の策定を進めるとともに、町が行う、町民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。【再掲】

⑧町職員及び町民に対する防災教育

- ・職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、町民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。【再掲】

⑨町民に対する防災教育

- ・災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、町民に普及啓発を図る公民館等の取組みを支援する。【再掲】

⑩学校教育における防災教育

- ・引き続き学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取組みなどを使い、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。【再掲】

⑪防災訓練

- ・国、県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。【再掲】

⑫避難行動要支援者等支援体制の構築

- ・避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。

⑬農林水産公共施設の老朽化対策

- ・農林水産公共施設の安全性を確保するため、「島根県農林水産公共施設長寿命化基本方針」に基づき「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。

⑭公共土木施設の老朽化対策

- ・公共土木施設の安全性を確保するため、「飯南町公共施設管理計画」に基づき、「各施設の個別計画」の策定とその実行により老朽化対策を着実に進める。
- ・国や県、市町村等からなる島根県道路メンテナンス会議において老朽化対策の強化を図っていく。

⑮除雪体制の確保

- ・適切な除雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間や民間事業者との情報共有を図り、除雪車両の充実や迅速な貸与など除雪体制の確保、強化を図る。また、冬季における被害を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

4) 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

①町民への的確な情報伝達体制の整備

- ・町民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルール策定、運用方法の習熟を図る。
- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。

②報道機関との連携体制の整備

- ・多様な手段で広報できるよう、報道機関との連携体制を構築する。

③避難勧告等の基準の策定・避難体制の整備

- ・県、町及び防災関係機関の避難計画の策定を進めるとともに、町が行う、町民が安全・的確に避難行動や避難活動を行うための体制を整備する。【再掲】

④学校等の避難計画の策定

- ・学校施設の安全性を確保するため、改築、新築、修繕の際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。また非構造部材の耐震化を推進する。
- ・策定された計画等の不断の見直しを行うとともに、学校安全研修等を通じて、計画の管理を指導していく。
- ・保育園・認定こども園等の市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

⑤社会福祉施設等における対策

- ・町内の同種の施設等と災害協定を締結し、併せて、災害時に介護保険施設、障害者支援施設等から福祉専門職を派遣する仕組みとして設置されている飯南町社会福祉協議会等と連携して、ネットワークの円滑な運用に努める。

⑥情報収集管理体制の整備

- ・災害情報の収集・伝達能力を向上させるため、防災行政無線や告知放送を軸とし、複数の通信手段を整備する。

⑦医療救護体制に係る防災訓練

- ・医療救護を円滑に行うために、各種訓練を継続的に実施する。

⑧町職員及び町民に対する防災教育

- ・職員に対し、研修や講習会等により防災教育の普及徹底を図るとともに、町民に対し、広報媒体や講演会などを通じて防災知識の普及啓発を図る。【再掲】

⑨町民に対する防災教育

- ・災害時の被害を抑えるため、家庭でできる予防・安全対策や、災害時に取るべき行動など防災知識について、町民に普及啓発を図る公民館等の取り組みを支援する。【再掲】

⑩学校教育における防災教育

- ・引き続き学校安全計画に基づく避難訓練等の確実な実施について推進するほか、新たに教科書で取り上げられる東日本大震災の様子や津波防災教育の取り組みなどを使い、震災をより身近なものとして感じながら学び、課題意識を持って行動できる児童生徒の育成を図る。【再掲】

⑪防災訓練

- ・国、県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。【再掲】

⑫避難行動要支援者等支援体制の構築

- ・避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。【再掲】

(2)大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

①交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。【再掲】
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。【再掲】
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。【再掲】
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。【再掲】
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。【再掲】
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。【再掲】
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。【再掲】

②水道施設の安全化

- ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。
- ・災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。
- ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。

- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。
- ・水道施設の安全性を確保するため、長寿命化計画を策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。
- ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運転管理委託業者に対し定期的実施するよう努める。
- ・平常時から関係機関と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。
- ・災害発生時における関係機関との連絡方法について NTT 回線以外の代替方法についても検討する。
- ・渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。

③農業基盤施設の安全化

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を作成し住民へ配布する。【再掲】
- ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。【再掲】

④災害救助法等の運用体制の強化

- ・災害救助法に基づく災害救助の基準・運用要領の習熟や実務研修会等により運用体制を強化する。

⑤緊急通行車両等の事前届出・確認

- ・交通の混乱の防止、緊急通行路の確保のための交通規制の実施に向けて、緊急通行車両等の事前届出を進める。
- ・事前届出制度を広く周知するため、県警ホームページによる掲載の他、様々な各広報媒体による広報をさらに推進する。

⑥輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化

- ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。

⑦食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

- ・災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。
- ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。

- ・食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなどの連携体制の強化を図る。

⑧燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。

⑨食料生産基盤の整備

- ・食料の安定供給に資する農地や農業水利施設の生産基盤の整備を着実に推進していく。

⑩地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進

- ・耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。【再掲】

2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

①土砂災害の防止、公共土木施設の安全化

- ・山地災害の防災・減災を図るため、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせ総合的に実施する。【再掲】
- ・老朽化した治山施設(地すべり防止施設含む)について計画的に補修・更新等長寿命化対策を実施する。【再掲】
- ・地域住民の協力を得て、地すべり区域等の把握のため各種調査を実施し、地すべり防止区域の指定を推進するとともに、重要度に応じ、順次防止工事を実施する。【再掲】
- ・土砂災害による人的被害を防ぐため、避難所、要配慮者利用施設など緊急度、必要性の高い箇所の整備を引き続き重点的に推進する。【再掲】
- ・既存の砂防関係施設の点検を行い、老朽化施設について計画的に補修・更新等の長寿命化対策を推進する。【再掲】
- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の周知のため、各種広報や防災学習会等を継続することに加え、住民の理解を得て特別警戒区域指定の推進を図る。【再掲】
- ・危険住宅の安全性確保のため、土砂災害特別警戒区域の指定がされた区域の住宅の移転等の促進を図る。【再掲】

②交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。【再掲】
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。【再掲】
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。【再掲】
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。【再掲】
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。【再掲】
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。【再掲】
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。【再掲】

③災害救助法等の運用体制の強化

- ・災害救助法に基づく災害救助の基準・運用要領の習熟や実務研修会等により運用体制を強化する。【再掲】

④燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。【再掲】

⑤食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

- ・災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。【再掲】
- ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。【再掲】
- ・食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなどの連携体制の強化を図る。【再掲】

3) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の遅れと不足

① 広域応援協力体制の強化

- ・ 大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。
- ・ 関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。

② 救急・救助の体制や資機材の充実

- ・ 大規模災害時の対応を強化するため、消防本部を主体とした救急・救助体制の強化に努める。資機材の整備については、国の補助制度の活用等、消防本部に対して必要な支援をしていく。
- ・ 大規模災害時における傷病者の速やかな搬送を行うため、急性期の救助活動について、DMATや各種医療救護班と関係機関との連携体制の確立を図る。
- ・ 大規模災害時における警察活動を迅速かつ的確に実施するため、実戦的な訓練の実施、防災関係機関等相互の連携強化、装備資機材の整備等により災害対処能力を向上させる。

③ 防災拠点の管理・運営

- ・ 大規模災害時において効率的な災害支援活動を行えるよう、マニュアル等を見直し広域防災拠点を適正に管理・運営する。また、防災関連施設等の整備・充実を促進する。

④ 災害用臨時ヘリポートの整備

- ・ 災害時に救助・救護活動を円滑にするため、臨時ヘリポートを公共の運動場 等から事前に選定する。

⑤ 消防団等の育成強化

- ・ 消防団員の確保や消防団の強化を図るため、表彰、操法大会の開催、広報、消防協会への支援等を行う。
- ・ 町及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。

⑥ 自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備

- ・ 災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し町及び消防機関が実施する教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。
- ・ 町及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。
- ・ 災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関

係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。

- ・災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災講座などの活動を県と連携し実施する。
- ・外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。
- ・日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。

⑦防災訓練

- ・国、県、民間企業、ボランティア団体等の多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施していく。【再掲】

⑧出火防止

- ・火災予防のため、出火防止措置の徹底が必要である
- ・消防機関による消防活動には限界があることから、地域住民等による自主防災体制の充実が必要である。
- ・災害時には多発火災が予想されることから、消防機関の装備・施設の計画的な整備等が必要である。
- ・中山間地域等における農村部において、消防施設(防火水槽)が不備な地域があるため、整備を行う。

4) 想定を越える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

①水道施設の安全化

- ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。【再掲】
- ・災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。【再掲】
- ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。【再掲】
- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。【再掲】
- ・水道施設の安全性を確保するため、長寿命化計画を策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。【再掲】
- ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運 転

管理委託業者に対し定期的に実施するよう努める。【再掲】

- ・ 平常時から関係機関と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。【再掲】
- ・ 災害発生時における関係機関との連絡方法について NTT 回線以外の代替方法についても検討する。【再掲】
- ・ 渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。【再掲】

②複合災害体制の整備

- ・ 複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の見直し、災害時の要員・資機材の投入判断や早期の外部への支援要請を踏まえた対応計画の策定、訓練の実施などを進める。

③食料及び防災用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

- ・ 災害時に必要となる物資等について、地理的条件や災害の被害想定を踏まえた備蓄・調達・輸送、配備状況の情報収集や提供を行える体制の強化を図る。【再掲】
- ・ 災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。【再掲】
- ・ 食料供給体制について、訓練等を通じて定期的な検証を行うとともに、食料調達協定を締結する業者の連絡窓口や調達可能数量の確認を行い、必要に応じて協定内容の見直しを行うなどの連携体制の強化を図る。【再掲】

④燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・ 燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。【再掲】

⑤道路寸断への対応

- ・ 災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。

⑥帰宅困難者への対応

- ・ 帰宅困難者の支援を行うため、民間企業との協定締結を推進し、支援店舗の拡大を目指す。
- ・ 大規模集客施設等の管理者に対して、誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

①医療救護体制の強化

- ・すべての医療救護活動の統制を可能とする体制の強化を図るため、平時より関係機関相互の情報共有を推進する。
- ・医療救護活動に必要な医薬品・医療用資器材等の調達・搬送も含めた体制を構築する。

②医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の強化

- ・医療資器材の集積所、救護所、避難所等における医薬品等の輸送について平時から、関係機関相互の情報共有及び供給・確保体制の強化を図る。
- ・医薬品等の仕分け、管理について薬剤師等専門知識を持ったマンパワーが必要であることから、薬剤師会等に協力を求めるなど医薬品管理体制の強化を図る。

③道路寸断への対応

- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。【再掲】

6) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①下水道施設の安全化

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、流域下水道施設の耐震化や策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。
- ・下水道BCPを活用し、災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るまた、災害対策マニュアル等の見直しを実施する。

②農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設等について、計画的に機能保全対策や耐震化を支援していく。

③防疫・保健衛生体制の強化

- ・感染症等の発生と流行を未然に防止するため、防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を強化し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。
- ・県(保健所)及び市町村における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ体制を整備し、被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるよう、活動方法・内容に習熟する。

④食品衛生、監視体制の強化

- ・営業施設の被災状況の把握及び被災施設の重点的監視を行う体制を速やかに整備できるよう、業者団体との連携の強化に努める。

⑤防疫用薬剤及び器具等の備蓄

- ・緊急の調達が困難となることも予想される消毒剤、消毒散布用機器、運搬機器等については、平常時からその確保に努める。

⑥動物愛護管理体制の整備

- ・関係団体と協力し、負傷動物、放浪動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

(3)大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

1)行政機能の機能不全

①災害本部体制の強化

- ・災害発生時に迅速に行動できるよう、職員の動員体制、登庁基準、応急活動のマニュアル、災害対策本部設置手順、防災センター室の運用方法、災害対策本部会議の運営要領等を随時見直し、習熟を図る。また、防災要員用の飲食物や燃料、非常用通信手段等を整備・強化する。

②広域応援協力体制の強化

- ・大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。【再掲】
- ・関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。【再掲】

③防災中枢機能等の確保・充実

- ・各施設管理者において、河川の氾濫等により電力供給が停止することが起こらないよう電気室の浸水対策を進める。
- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化を進める。

④災害ボランティアの活動環境の整備

- ・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し市町村及び消防機関が実施する教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。

- ・ 県、市町村及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。県は、市町村等の取組みを支援する。
- ・ 災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。
- ・ 災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災講座などの活動を市町村と連携し実施する。
- ・ 外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。
- ・ 日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。

⑤町民への的確な情報伝達体制の整備

- ・ 町民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルールの方策、運用方法の習熟を図る。【再掲】
- ・ 携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。【再掲】

⑥建築物の災害予防

- ・ 地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるため、住宅・建築物の耐震化や除却を促進する。【再掲】
- ・ 住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、地震火災の発生等にもつながることから、人的・物的被害の軽減を目指し耐震化を促す。【再掲】
- ・ 住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り、広報・HPの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。【再掲】
- ・ 家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。【再掲】
- ・ 役場等の公共施設の耐震化は進めてきたことから、今後は、指定避難所等となる公民館等の耐震対策を進める。また、老朽化している公共施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合・廃止等を検討していく。【再掲】
- ・ 町の公営住宅等は、老朽化が進んでいる公営住宅も見られることから、維持補修、更新等を計画的に進める。【再掲】
- ・ 小学校及び中学校の校舎耐震化を進める。【再掲】

- ・社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性の向上を促す。【再掲】

⑦建築物の老朽化対策

- ・町有建築物の安全性を確保するため、各施設管理者において施設の長寿命化などを計画的に進める必要がある。

⑧公的機関等の業務継続性の確保

- ・災害発生時に優先度の高い業務を実施していくため策定した業務継続計画の習熟を図る。

⑨重要データの遠隔地バックアップ

- ・業務システムの重要データの消失を防止し、行政機能の早期復旧を図るため、バックアップ用のデータを遠隔地に保存する対策を推進する。

⑩ICT部門における業務継続計画(ICT-BCP)の策定と運用

- ・大規模災害時においても業務を継続することができるようにするため、各システムの業務継続計画の策定を推進し、業務継続に必要な体制を整備する。また、実践的な訓練を実施し、結果を検証して計画を適宜修正していく。

⑪業務システムのサービス利用、外部のデータセンターの利用

- ・大規模災害時においても各業務システムが使用できるようにするため、災害による影響を受けないサービス利用や基盤の整備を推進する。

⑫複合災害体制の整備

- ・複合災害が発生した場合に備え、地域防災計画等の見直し、災害時の要員・資機材の投入判断や早期の外部への支援要請を踏まえた対応計画の策定、訓練の実施などを進める。【再掲】

(4)大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

①交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。【再掲】
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏

中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。【再掲】

- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。【再掲】
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。【再掲】
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。【再掲】
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。【再掲】
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。【再掲】

②防災中枢機能等の確保・充実

- ・各施設管理者において、河川の氾濫等により電力供給が停止することが起こらないよう電気室の浸水対策を進める。
- ・地震時の飲料水を確保するため、各施設管理者において、給水設備の耐震化を進める。

③情報通信設備用及び震度観測設備用非常電源装置の燃料の確保

- ・大規模災害時において不足する燃料を調達するため、他の防災機関や行政機関等との連携、燃料販売会社との協定締結及び燃料貯蔵施設の新設・追加について検討する。

④町民への的確な情報伝達体制の整備

- ・町民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルール策定、運用方法の習熟を図る。【再掲】
- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。【再掲】

⑤災害用伝言サービス活用体制の整備

- ・通信が輻輳した場合でも情報通信手段として有効な災害伝言サービスの活用を進める。

⑥全県域WAN(行政ネットワーク等)の整備

- ・大規模災害発生時においても行政ネットワークが使用できるようにするため、通信回線やネットワークの二重化や優先復旧稼働確保等の対策を推進する。

2)テレビ・ラジオ放送の中断や防災無線等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

①町民への的確な情報伝達体制の整備

- ・町民への情報伝達手段を把握し、適切に運用するためのルールの方策、運用方法の習熟を図る。【再掲】
- ・携帯電話不感地域を解消するため、携帯電話事業者等と連携して、移動用通信鉄塔施設整備を推進する。【再掲】

②報道機関との連携体制の整備

- ・多様な手段で広報できるよう、報道機関との連携体制を構築する。【再掲】

(5)大規模自然災害発生後であっても経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない

1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

①産業・エネルギーの持続

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。

②事業所における防災の推進等

- ・企業(事業所)における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。
- ・企業(事業所)における事業継続計画の方策のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネジメント(BCM)構築を促進する。
- ・企業(事業所)における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。
- ・事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止、重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

①燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。【再掲】

②事業所における防災の推進等

- ・企業(事業所)における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。【再掲】
- ・企業(事業所)における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネジメント(BCM)構築を促進する。【再掲】
- ・企業(事業所)における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。【再掲】
- ・事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。【再掲】

③観光客の安全確保

- ・帰宅困難者対策や安否確認手段について、平時から積極的に広報するとともに、必要に応じて滞在場所の確保を推進する。
- ・旅館・ホテル等に対し、観光客を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等や避難誘導體制の整備を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

(6)大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

①燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。【再掲】

②再生可能エネルギー等の導入の推進

- ・エネルギーの供給源の多様化などの視点から、地域における再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を推進するため、事業化可能性調査や導入等の取組みを支援する。
- ・災害時等における地域の避難施設等のエネルギー確保のため、再生可能エネルギー設備と蓄電設備の導入を支援する。

- ・地域における再生可能エネルギー導入の事業化可能性調査に取り組む。

③電気施設の安全化

- ・定期的に発電施設及び周辺巡視を行い必要に応じて施設の安全対策工事を実施する。
- ・自然災害等による二次災害を防止するため、災害時の際に取るべき対応についてマニュアルの充実を図る。

2) 上水道等の長期間にわたる供給停止

①水道施設の安全化

- ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。
【再掲】
- ・災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。【再掲】
- ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。【再掲】
- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。【再掲】
- ・水道施設の安全性を確保するため、長寿命化計画を策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。【再掲】
- ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運転管理委託業者に対し定期的実施するよう努める。【再掲】
- ・平常時から関係機関と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。【再掲】
- ・災害発生時における関係機関との連絡方法について NTT 回線以外の 代替方法についても検討する。【再掲】
- ・渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。【再掲】

3) 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

①下水道施設の安全化

- ・災害発生時の公衆衛生を確保するため、流域下水道施設の耐震化や策定済みの長寿命化個別計画等に基づく老朽化対策を計画的に実施する。【再掲】
- ・下水道BCPを活用し、災害発生時における汚水処理機能の早期復旧を図るまた、災害対策マニュアル等の見直しを実施する。【再掲】

②農業集落排水の機能保全

- ・農業集落排水施設等について、計画的に機能保全対策や耐震化を支援していく。【再掲】

③し尿処理体制の整備

- ・し尿を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など県・市町村によるし尿処理の仕組みづくりを促進する。

4)地域交通ネットワークが分断する事態

①交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。【再掲】
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。【再掲】
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。【再掲】
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。【再掲】
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。【再掲】
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。【再掲】
- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。【再掲】

②広域応援協力体制の強化

- ・大規模災害時における応急対策を迅速・的確に実施するため、各関係機関と連携を強化し広域的な支援・協力体制を強化する。【再掲】
- ・関係機関において相互応援の協定を締結するなど、平時から体制を整備しておく。【再掲】

③交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制

を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。【再掲】

④緊急通行車両等の事前届出・確認

- ・交通の混乱の防止、緊急通行路の確保のための交通規制の実施に向けて、緊急通行車両等の事前届出を進める。【再掲】
- ・事前届出制度を広く周知するため、県警ホームページによる掲載の他、様々な各広報媒体による広報をさらに推進する。【再掲】

⑤輸送体制の整備に係る関係機関相互の連携の強化

- ・災害時に、協定に基づく救援物資の緊急輸送等が円滑に実施されるよう、平時より防災訓練などを通じて連携強化を図る。【再掲】

⑥燃料等生活必需品の調達体制の整備

- ・燃料等生活必需品の調達について、販売業者と連携した調達に努めるとともに、燃料等生活必需品の輸送に関して、連携体制を強化する。【再掲】

⑦液状化危険地域の予防対策

- ・大規模地震発生時に、地盤の状況によっては液状化が発生する可能性があるため、建築物、道路施設等に対する被害を防止する必要がある。
- ・地震災害では、地盤によっては液状化現象など様々な被害が生じる可能性があることから、被害の権限に向けて関連する情報を共有する必要がある。

⑧公共交通機関の状況把握、連絡調整のための体制の整備

- ・災害発生後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧に向けた連絡調整を行うため、平時から関係機関との会議等を通じて、情報収集・共有などの連携体制を強化する。

5) 異常渇水等により用水の供給の途絶

①水道施設の安全化

- ・水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。【再掲】
- ・災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。【再掲】
- ・水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。【再掲】

- ・災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。【再掲】
- ・水道施設の安全性を確保するため、長寿命化計画を策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。【再掲】
- ・原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運転管理委託業者に対し定期的実施するよう努める。【再掲】
- ・平常時から関係機関と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。【再掲】
- ・災害発生時における関係機関との連絡方法について NTT 回線以外の 代替方法についても検討する。【再掲】
- ・渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。【再掲】

②農業基盤施設の安全化

- ・安全性に不安のある老朽化した農業用ため池については、抜本的な改修や減災対策を推進していく。また、防災重点ため池として特に監視点検が必要な箇所についてはハザードマップ等を作成し住民へ配布する。【再掲】
- ・農業用排水施設などの機能診断調査を適切に行い、計画的・効率的な整備など老朽化、機能保全対策を推進していく。【再掲】

6)避難所の機能不足や応急仮設住宅の不足等により避難者の生活に支障が出る事態

①交通施設の安全化、防災空間の確保、道路寸断への対応

- ・災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進する。【再掲】
- ・緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連結する道路、広域市町村 圏中心都市へ連絡する道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的視点で優先順位の高いところから、重点的・計画的に整備を進める。【再掲】
- ・地震などの災害に対し安全性信頼性の高い道路網を整備するため、橋梁耐震化、無電柱化、法面などの危険箇所対策、道路構造物の老朽化対策等を優先度の高い箇所から実施する。【再掲】
- ・災害時の避難路及び緊急輸送道路として、町道、農道、集落道、林道の整備を着実に進める。【再掲】
- ・緊急輸送道路等における橋梁の耐震対策など、施設の耐震化等の対策を着実に進める。【再掲】
- ・災害発生時には迅速な迂回路確保や啓開により孤立解消を図るため、平時 から情報収集・提供や関係機関との連携体制を強化する。【再掲】

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。【再掲】

② 応急仮設住宅等の確保体制の整備

- ・平時から関係団体と連携し、市町村から要請があった場合の応急仮設住宅の供給に向けた体制整備を行う。
- ・各種災害の被害想定に基づく必要戸数を想定し、建設マニュアルの整備・更新、建設事業者等との事前協定の締結(建設・借上)、建設候補地リストの事前作成、定期的な事前訓練、関係機関との連絡体制の強化等、応急仮設住宅の供給に向けた体制強化を行う。

③ 自主防災組織等の育成強化、災害ボランティアの活動環境の整備

- ・災害時の地域ぐるみの救急・救助活動の協力に向け自主防災組織等を育成するほか、自主防災組織、住民、消防団に対し町及び消防機関が実施する教育訓練等を支援するとともに、災害救援ボランティアとの連携を図る。【再掲】
- ・町及び消防本部は、消防団等に係る教育訓練等の機会の充実を図る。【再掲】
- ・災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から関係機関との連携、地域住民への普及啓発等、災害ボランティア活動環境の整備を図る。【再掲】
- ・災害時における対応に災害弱者の生活への配慮が十分になされるようにするため、男女共同参画の視点に基づく防災講座などの活動を県と連携し実施する。【再掲】
- ・外国人住民に対する災害時支援を円滑かつ効果的に行えるようにするため、平時から外国人住民との「顔の見える関係づくり」を目指して、各種ボランティア登録を進めるとともに外国人支援環境の整備を図る。【再掲】
- ・日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアコーディネーターの育成や普及啓発に努める。【再掲】

④ 被災者の健康管理

- ・町等の保健師に対して、訓練・研修を実施し習熟に努める。

⑤ 避難行動要支援者等支援体制の構築

- ・避難行動要支援者施策の支援のため、必要な情報の提供に努めるとともに、避難行動要支援者の避難支援のため関係機関、団体等との協力体制や防災設備、物資等の整備を図る。【再掲】

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

1) 市街地での大規模火災の発生

① 都市の不燃化の推進、まちの不燃化

- ・ 災害に強い市街地の形成を図るため、既成市街地及びその周辺地区において土地区画整理事業や市街地再開発事業を実施し、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消や、道路、公園、広場等の都市基盤施設の整備を進める。
- ・ 災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な配置・整備・維持管理を積極的に推進する。
- ・ 火災の延焼を防止するため、防火地域及び準防火地域の指定を進め、建築物の不燃化を促進する。
- ・ 火災の延焼を防止図るため、街路整備を推進する。
- ・ まち(建築物)の安全性の向上のため、防災対策の普及啓発を進め、不燃化を促進する。
- ・ 都市防災を推進するため、都市計画法に基づいた適正かつ安全な土地利用への誘導規制を促進する。

② 建築物の災害予防

- ・ 地震に対する建築物の被害を最小限に抑えるため、住宅・建築物の耐震化や除却を促進する。【再掲】
- ・ 住宅や建築物の倒壊は、地震発生時の直接的な被害の発生にとどまらず、地震火災の発生等にもつながることから、人的・物的被害の軽減を目指し耐震化を促す。【再掲】
- ・ 住民に対して、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性・重要性の啓発に取り組むとともに、耐震診断・耐震改修及び簡易耐震補強等の補助制度の周知を図り、広報・HPの充実も含めて、更なる住宅の耐震化を促す。【再掲】
- ・ 家庭での室内安全対策として、家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。【再掲】
- ・ 役場等の公共施設の耐震化は進めてきたことから、今後は、指定避難所等となる公民館等の耐震対策を進める。また、老朽化している公共施設については、適切な維持・改修に取り組むとともに、必要に応じて施設の統廃合・廃止等を検討していく。【再掲】
- ・ 町の公営住宅等は、老朽化が進んでいる公営住宅も見られることから、維持補修、更新等を計画的に進める。【再掲】
- ・ 小学校及び中学校の校舎耐震化を進める。【再掲】
- ・ 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難

な方が多く利用する施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置等による安全性の向上を促す。【再掲】

2)沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

①工作物対策

- ・地震の際に避難路の安全を確保し、災害時の救助活動等が円滑に行えるようにするため、擁壁・ブロック塀の耐震対策の啓発を進め、所有者等に耐震化を促す。【再掲】
- ・地震や暴風の際に市街地の道路等での安全確保のため、看板など老朽化した建物付属物への対策の啓発を進め、所有者等に安全対策を促す。【再掲】

②交通規制の実施責任者、交通規則の実施体制の整備

- ・災害発生時、道路管理者の責務として、町管理道路の状況を把握し必要な規制を行う。また、他の道路管理者や警察等の関係機関とも連携し、情報を迅速に伝達できる体制を確保する。【再掲】

3)有害物質の大規模拡散・流出

①消防法に定める危険物施設の予防対策

- ・県、消防本部及び各事業者が計画的に防災教育や防災訓練を行うなど、災害対応の強化を図るとともに、県及び消防本部は、危険物施設の実態把握、指導及び普及啓発を引き続き推進する。

②火薬類施設の予防対策

- ・県及び消防本部は、地震により発生する火薬類の災害を防止し、公共の安全を確保するため、火薬類取締法に基づく保安検査・立入検査等により火薬類施設に対する地震・津波対策の徹底を図る。

③毒劇物取扱施設の予防対策

- ・平時から、毒劇物取扱施設の実態把握に努めるとともに、立入検査等法令に基づく規制の強化に努める。

4)原子力発電所の事故による放射性物質の放出

①原子力安全・防災対策の推進

(原子力安全対策の推進)

- ・島根原子力発電所2号機の新規制基準に基づく安全対策については、原子力

規制委員会に対し厳格な審査を要請するとともに、審査状況をよく把握し、審査が終了した場合は、県から審査結果等について説明を受け、適切に対応する。

(原子力防災対策の推進)

- ・発電所に万が一の事態が生じた場合に備え、地域防災計画(原子力災害対策編)に基づき、平時から原子力防災対策を推進する。

(8)大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①廃棄物処理体制の整備

- ・災害時に、廃棄物を適正かつ速やかに処理できるようにするため、近隣の市町村や業界団体との連携など県・市町村による廃棄物処理の仕組みづくりを促進する。

2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①罹災証明書の発行体制の整備

- ・住家被害調査の担当者向け研修の充実などにより、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

②地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備

- ・地震による被災建築物並びに被災宅地の危険度判定を円滑に行うため、県や関係団体と連携・協力した各種取組により現在の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の体制を維持する。

③災害復旧の担い手の確保

- ・建設産業における担い手の育成・確保を図るため、建設業界団体と行政が連携して、若年者の入職・定着の促進に繋がる取組み(魅力発信・イメージアップ、技術者・技能者の育成等)を推進する。

④支援協定締結団体との連携強化

- ・「大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対応訓練を実施し、体制の強化を図る。

3) 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 地域が共同で行う農業・農村の多面的機能の維持増進

- ・ 耕作放棄地の発生を防ぎ、農地や農業用施設の有する多面的機能を維持していくため、地域が共同で行う保全活動に対する交付金などによる支援をしていく。【再掲】

② 地域コミュニティの維持

- ・ 災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、地域運営の仕組みづくり(小さな拠点づくり)を進める。

③ 事業所における防災の推進等

- ・ 企業(事業所)における防災組織の整備を促進するため、関係機関の協力体制の確立に努める。【再掲】
- ・ 企業(事業所)における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供などを推進し、事業継続マネジメント(BCM)構築を促進する。【再掲】
- ・ 企業(事業所)における職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業所の防災力向上の促進を図る。【再掲】
- ・ 事業所に地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。【再掲】

4) 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

① 水道施設の安全化

- ・ 水道施設等の被害の軽減、迅速な復旧を図るため、計画的な施設の更新を行う。【再掲】
- ・ 災害時に、水道事業者間の相互応援を支援するため、平時から、日本水道協会等の関係機関との連携強化を図る。【再掲】
- ・ 水道施設等の災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう、県及び関係機関が行う防災訓練への参加や、各事務所で独自に防災訓練を行う等、平時から災害対策諸施策を積極的に推進する。【再掲】
- ・ 災害に備え、平時から協定事業者等と情報共有を図り、復旧用資機材や給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。【再掲】
- ・ 水道施設の安全性を確保するため、長寿命化計画を策定し、老朽化及び耐震化対策を着実に進める。【再掲】
- ・ 原水の濁度処理について、過去の高濁度流入をふまえた研修を職員及び運転管理委託業者に対し定期的実施するよう努める。【再掲】
- ・ 平常時から関係機関と情報共有を図り、災害に備え復旧用資機材の保持や

給水車・給水機材等整備状況の把握に努める。【再掲】

- ・ 災害発生時における関係機関との連絡方法について NTT 回線以外の 代替方法についても検討する。【再掲】
- ・ 渇水対策に関し適切な時期に関係者間で調整を実施する。【再掲】

②地籍調査の推進

- ・ 迅速な災害復旧・復興を図るためには、地籍調査事業を促進する必要がある。